

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(案)及び野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則(案)に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(案)及び野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則(案)

2 意見の募集期間

平成30年11月15日(木曜日)から12月14日(金曜日)まで

3 意見の募集結果

提出者数・意見数	2人	6件
提出方法	直接持参	0人 0件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	2人 6件
政策等に反映した意見		3件

4 意見の概要と市の考え方

No	意見の概要	市の考え方	案の修正
野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(案)			
1	(第2条第7号) 太陽光発電設置事業を行うにあたり、第2条(7)の近隣関係者への対応が必要となるわけですが、その地域住民の対象範囲が必要以上に大きいように感じます。 事業地の場所によっては土地の所有者が近隣に在住していない場合も想定されるため、「隣接して」「居住する」人に限定しての対応が、適当ではないかと思われる次第です。	近隣関係者の範囲については、設置事業に伴う工事や設置後の太陽光パネルの反射光、キュービクル等の騒音等を考慮し、隣接地だけでなく、少なくとも事業区域の境界から50メートルの範囲を設定しています。 また、地域住民に50メートル以内の土地や建築物の所有者を加えることは、事業者の責務として、当該事業を周知し、良好な生活環境を維持していく上で、妥当と考えます。	修正無し
2	(附則) 本条例の施行前に東京電力への受給契約申込申請又は接続検討の申込を終えているものについては、本条例の適用除外とすべきであると考	附則における適用除外の範囲については、条例施行時に「電力会社への接続契約を申込済である」案件については、発電事業に係る遵守事項や届出について適用し、設置事業に	修正有り

No	意見の概要	市の考え方	案の修正
	えます。 なぜならこれらの申請又は申込には、東京電力でも設計、折衝を経ての申請・申込であり、これらの案件についても本条例の適用対象となると緩衝帯及び緑化施設等の設備の計画が追加されるため、太陽光パネルの枚数が計画当初より少なくなり、配電線への系統連系にも影響し、事業計画が成り立たなくなります。 事業計画から設置事業に着手するまでに、東京電力・経済産業省などを経てくるために数年かかる現状においては、条例施行から適用までの期間が短かすぎるため、現状に即し、こうした事案については適用除外とすることを求めます。	係る遵守事項や届出については適用除外とします。 今回のご意見を頂き、太陽光発電設備の立案から工事着工までの工程を再確認したところ、従来、電力会社への接続契約の申込みと事業計画認定の申請の順序については同時申込等が可能でしたが、平成 30 年 12 月 1 日以降からは、資源エネルギー庁への事業計画認定の申請時、50kW 未満の太陽光発電設備では電力会社からの接続同意書類の添付が必須となったこと、また、電力会社への接続契約の申込時には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法における遵守事項を遵守し、事業区域内の土地の利用計画がほぼ確定していなければならないこと、さらに電力会社への接続契約の申込において費用負担が発生することを考慮し、条例施行時の適用除外について修正します。	
野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則(案)			
3	(別表第 2「緩衝帯の設置」) 事業区域の面積により緩衝帯の幅が大きくなる案となっていますが、なぜそうした数値となっているのでしょうか。緑化の面積が事業計画の面積に比例するのはわかりますが、緩衝帯の幅を事業面積への比例とする必要性について再考願いたい。	緩衝帯については、騒音及び振動等に対し、良好な生活環境を維持するため、義務付けようとするものです。 緩衝帯の幅員については、発電量に応じてパワーコンディショナー等の設置数又は出力が増えることが想定されることから、面積に比例したものとしております。また、幅員については、都市計画法施行規則や野田市墓地等の経営の許可等に関する条例を参考にしています。	修正無し
4	(別表 2「緩衝帯の設置」) 緩衝帯については、キュービクル等からの音に対するものと思われま	緩衝帯については、騒音及び振動等に対し、良好な生活環境を維持するため、義務付けようとするもので	修正無し

No	意見の概要	市の考え方	案の修正
	すが、「太陽光発電設備による騒音及び振動の対策」の項目において、「地域住民等と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、防音壁の設置等）を講ずること。」としていることから、不要と考えます。	す。地域住民等との協議により、事業区域に最適で必要な対策を講じることがもちろんですが、緩衝帯の幅員についても一定の基準を設けることは必要と考えます。	
5	（施行規則別表２「緑化施設の設置」） 緑化施設については、緩衝帯を義務付けていることや雑草等による苦情を考慮し不要と考えます。また、養生シートを敷けば、雑草が生えることや除草剤の散布を防ぐこともできるのに、緑化施設が義務付けられると、事業区域全体に養生シートを敷くことができなくなってしまいます。	緑化施設については、造成工事を伴う場合は、森林伐採等による緑化の減少が考えられることから、面積に応じて義務付けようとするものです。 養生シート等を活用することは適切な維持管理の一助となりますが、緑化施設については、緑を創出することで、ヒートアイランド対策や大気の浄化等、都市の魅力アップ等にも期待されますので、太陽光発電設備を設置する場合においても、より一層の緑化を推進するために規定しているものです。 また、緑化施設については、緩衝帯の区域内に設置できるように「可能な範囲内において緩衝帯の設置場所付近に設けること。」を、「可能な範囲内において緩衝帯の設置場所等に設けること。」に修正します。	修正有り
6	（別表２「植栽等による対策」） 植樹帯については、樹木を植えることで中が見えなくなり、不法投棄や不審者、車から曲がり角の先が見えづらくなる等、逆に不安材料となってしまう場合もあることから、遵守内容に「特に地域住民等からの要望がある場合」といった文言を加え、地域の実情に応じた対応とすべきです。また、植樹帯の弊害として、落ち葉等で苦情となってしまうこともあり得ます。	植樹等による対策として、『景観への配慮が必要な地域に太陽光発電設備を設置する場合には』としていましたが、野田市全域が太陽光発電設備の抑制区域であり、景観への配慮が必要な地域として、市街化調整区域の農地等も含まれ、大部分が配慮の必要な地域であることから、次のように変更します。 『太陽光発電設備を設置する場合において地域住民等からの要望があるときは、通行者、車両等から直接	修正有り

№	意見の概要	市の考え方	案の修正
	パブコメ時の案「景観への配慮が必要な地域に太陽光発電設備を設置する場合には、通行者、車両等から直接見えないよう、植栽等で対策を講ずること。」 改正案「景観への配慮が必要な地域で、かつ特に地域住民等からの要望があるときは、太陽光発電設備を設置する場合には、通行者、車両等から直接見えないよう、植栽等で対策を講ずること。」	見えないよう植栽等で対策を講ずること。』に変更します。	